

皆さまへ

「ご寄附のお願い」

平成27年4月1日付けでNPO法人 千葉自然学校は、千葉県より「**仮認定特定非営利活動法人（以下仮認定NPO法人）**」として認定されました。

仮認定NPO法人とは、「運営組織及び事業活動が適正で公益の増進に寄与する団体として、千葉県の認定を受けたNPO法人」であり、千葉自然学校が「高い公益性」を持った活動を行なっている団体として認められたものです。

これもひとえに皆さまのご支援のお陰です。心よりお礼申し上げます。

これからも青少年教育、社会教育、環境保全、地域活性化などの活動について、千葉県のみならず全国へも届けられるよう努めてまいります。

この認定により、多くの皆さまからのご寄附をお願いすることとなりましたが、このご寄附については、**寄附者の皆さまが税制上の優遇措置を受けることができること**となりました。

仮認定NPO法人への**寄付金額要件が、最低3,000円**となっておりますので、ご理解とご支援を何とぞよろしくお願い申し上げます。

平成27年4月吉日
NPO法人 千葉自然学校
理事長 飯田 洋

皆さまからのご寄附は、こんな活動を応援・支援していきます。



- 県民への自然体験の推進活動
- 子ども向けキャンプ、子ども環境教室
- 留学生へ自然体験の推進活動
- 親子の自然塾、子育てサポート
- 自然体験活動指導者、ボランティアの育成
- 里山、里海保全活動 等



仮認定 NPO 法人の寄附金控除

千葉自然学校は、千葉県より平成27年4月1日付けで「仮認定 NPO 法人」としての認定を受けています。これにより、千葉自然学校にご寄附をいただいた場合、寄附金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

これら税制上の優遇措置を受けるには千葉自然学校発行の領収書が必要です。

確定申告等で税制控除を必要とされる方は、千葉自然学校が発行する寄附金の領収書が必要となります。恐れ入りますが事務局までご連絡を頂けますようお願いいたします。

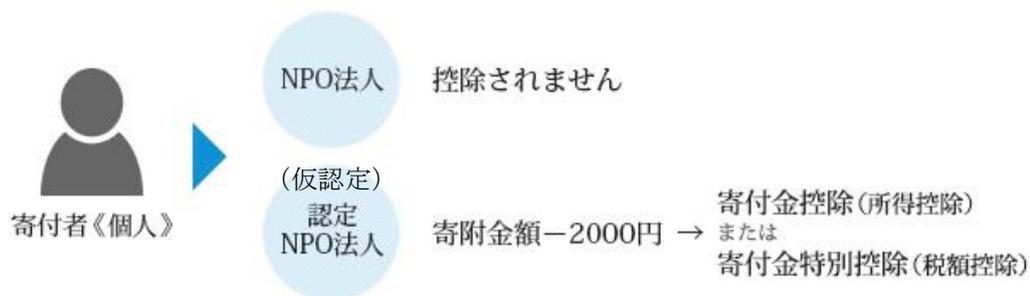
■個人からのご寄付の場合

・ 個人所得税の寄附金控除について

個人が、各年において支出した仮認定 NPO 法人に対する寄附金で、その寄附額が 2,000 円を越える場合には、確定申告をすることで、寄附金控除（所得控除）または寄附金特別控除（税額控除）のいずれかが選択出来ます。詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。

・ 個人住民税（地方税）の寄附金控除について

都道府県または市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において寄附金控除が適用されます。詳細は、お住まいの市区町村または都道府県までお問い合わせください。



$$\boxed{\text{その年中に支出した 特定寄附金の額の合計額}} - \boxed{2\text{千円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}}$$

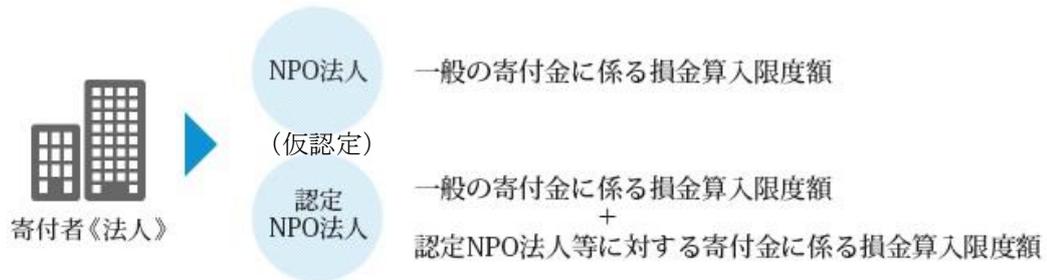
注:特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

$$\boxed{\text{その年中に支出した 認定NPO法人等に対する 寄附金の額の合計額}} - \boxed{2\text{千円}} \times 40\% = \boxed{\text{認定NPO法人等 寄附金 特別控除額}}$$

◎100円未満の端数切捨て

■法人からのご寄附の場合

法人税の算定において、仮認定 NPO 法人等に対する寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に取り扱われ、一般の寄附金とは別枠で寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金に算入されます。



$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = \text{損金算入限度額}$$

◎計算例 資本金等の額2,000万円、所得の金額1,400万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

$$2,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,400\text{万円} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = 10\text{万円}$$

注:所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

■関連リンク

▼パンフレット:「寄附金を支払ったとき」(国税庁)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/11.pdf>

▼確定申告等情報 平成27年分 (国税庁)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shotoku/h27kaisei.pdf>

▼認定NPO 法人寄附金特別控除を受けられる方へ (国税庁)

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2011/pdf/48.pdf>

■寄付金は、下記宛にご送付ください。

★ 郵便局 から

郵便振替口座番号 : 00170-5-259431

加入者名 : 特定非営利活動法人 千葉自然学校

寄付金額 : 3,000円より

ご寄附された方へ
領収書の発行をさせて
いただいております。
お名前・ご住所(ご自宅)
・ご連絡先を必ず
ご記入ください。

※住所は、会社住所ではなく
ご自宅をお願いいたします。

<お問い合わせ>

NPO法人千葉自然学校

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-303-1 塚本大千葉ビル 7F

TEL : 043-227-7103 (平日 10:00~18:00)

FAX : 043-202-7237 E-mail : info@chiba-ns.net

※ 詳細については、所轄税務署にお問い合わせください。